

群馬大学大学院 パブリックヘルス学環

設置の趣旨等を記載した書類

目 次

I. 設置の趣旨及び必要性	2
II. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か	7
III. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	8
IV. 教育課程の編成の考え方及び特色	9
V. 教育方法・履修指導・研究指導の方法及び修了要件	11
VI. 基礎となる学部との関係	14
VII. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合	15
VIII. 大学院設置基準第2条の2又は第14条による教育方法の実施	16
IX. 取得可能な資格	18
X. 入学者選抜の概要	19
XI. 教員研究実施組織の編成の考え方及び特色	20
XII. 研究の実施についての考え方、体制、取組	21
XIII. 施設・設備等の整備計画	22
XIV. 管理運営	23
XV. 自己点検・評価	24
XVI. 情報の公表	25
XVII. 教育内容等の改善を図るための組織的な取組	27

I. 設置の趣旨及び必要性

1. 設置の主旨

(1) 大学の概要

群馬大学は、群馬師範学校・群馬青年師範学校・前橋医科大学・桐生工業専門学校を包括し、昭和24年に新制大学として、学芸学部・医学部及び工学部の3学部で発足した。

改組を経て、現在では共同教育学部・医学部・理工学部・情報学部の4学部と、教育学研究科・社会情報学研究科・医学系研究科・保健学研究科・理工学府の大学院5研究科等からなる、学部生約5,000人、大学院生約1,200人を擁する北関東の高等教育の拠点となる大学である。グローバルイニシアチブセンター、重粒子線医学研究センター、ケイ素科学国際教育研究センター、未来先端研究機構、数理データ科学教育研究センター、食健康科学教育研究センターなどの教育・研究組織との密な連携の下、これまでに地域の知の拠点として地域社会の教育・文化的水準の向上、地域医療を担う中核として医療福祉の向上への貢献は勿論、様々な分野で国際的に活躍する多くの優れた人材を輩出してきている。

特に大学院に関しては、昭和30年に医学研究科（現医学系研究科）、昭和39年に工学研究科（現大学院理工学府）、平成2年に教育学研究科、平成10年に社会情報学研究科、平成23年に保健学研究科を設置し、必要に応じて改組を行いながら、知の拠点として地域の人材育成や地域社会を支える基盤となると同時に、グローバルな視点で活躍できる人材を輩出する大学を目指してきた。

(2) 社会的背景

国際競争が激化する今後の「知識基盤社会 (knowledge-based society)」において、資源に恵まれない我が国が科学技術創造立国として国際競争力を維持・向上させていくためには、科学技術や学術活動の基盤となるような、新たな知を創造・継承・活用できる人材を、大学院においていかに養成し社会に輩出するかが極めて重要な課題となっている。

また、グローバル化が進む知識基盤社会において、国際競争力を強化するためには、人材交流を含めた国際交流の強化が必須であり、国境を越えた高等教育の提供という観点からも、国際的に通用する質の高い教育能力を持った大学院への改革が求められている。

即ち、我が国の大学院が国際的にも信頼される「魅力ある教育」を展開していけるか否かが、我が国の将来を大きく左右するファクターであることを理解し、その観点から大学院の人材養成機能の強化に取り組んでいくことが急務である。

その一方で、大学院が輩出する人材と、社会が求める人材との間にギャップが生じているとの指摘もあるため、魅力的な学位プログラムを用意した大学院教育システムの構築も求められている。

人類の歴史を振り返ってみると、それは感染症との闘いの連続であり、2020年以降全世界で猛威を振っている新型コロナウイルス感染症 (COVID-19)を始め、今後も発生が予想される新規感染症に対しては、臨床医学（診断と治療）だけでなく、その予防などの医療行政面での課題を解決せねばならない。特に、COVID-19に関しては、高齢者などの基礎疾患をもつ患者の重症化が重要な問題であることが露呈した。このことから、感染症だけに限らず、地域住民の健康促進の重要性と、公衆衛生という学問の重要性が再認識されることとなった。地域毎に医療資源の分布、人口密度や高齢化の状況、地理的条件が異なるため、感染症の予防と蔓延防止には、それぞれの地域固有の対策が必要となる。それぞれの地域で医療、介護、保健、産業、市民、行政が協力体制をつくるためには、各職種において予防医学・疫学・公衆衛生学の知識を持った人材を地域レベルで計画的に輩出していく必要がある。

また、地域住民の健康面での様々な課題の解決のためには、医療（診断・治療）だけでなく、病気になる前の健康な住民に対して、病因の除去に努め、健康増進・各種疾病の発生を防ぐ一次予防が重要となってくる。また、第一次産業が盛んな群馬県においては、地

域産業の活性化のためにも、健康改善機能を有する新品種作出や食品の開発が期待されており、地域に即した疫学・公衆衛生学の専門知識を持った人材が求められる。

その公衆衛生学の専門知識・技能を持った人材の育成については、例えば古くから公衆衛生の専門教育が制度化されており 100 校以上の公衆衛生大学院を持つ米国などとは異なり、我が国では専門職大学院・プログラム校を合わせて公衆衛生を学べる大学院は約 20 校と圧倒的に少なく、予防医学や公衆衛生学に精通した人材を育成する教育・研究機関が不足している。

地域住民の健康促進のためには、その地域の事情に柔軟に対応できる医療行政が必須であり、そのために、予防医学・疫学・公衆衛生の専門家が絶対的に必要である。

しかしながら、群馬県を含む北関東地域には、予防医学・疫学・公衆衛生学の専門家を輩出する教育機関が存在せず、充実した地域医療体制を構築していく人材を育成することが出来ていないことが長年の課題であった。

2. 設置の必要性

(1) 群馬大学大学院が目指す大学像、現状の課題、大学院改組の必要性

本学の大学院は、「知の拠点として地域の人材育成や地域社会を支える基盤となると同時に、グローバルな視点で活躍できる大学を目指す」との学長ビジョンの実現のため、①データ駆動型社会、SDGs の実現のために、専門性を活かして、エビデンス（データ）に基づいて複雑な社会課題を分析・評価し、解決策を提案・実装できる高度人材の育成、②データサイエンス、レギュラトリーサイエンスの強みを持つ地域の中核大学として、その機能を強化し、地域の産業力強化やグローバル展開に貢献できる大学、③国内外の優秀な大学院生が集まり、活躍できる環境（ダイバーシティ）の提供と新興分野への取組を促進する分野横断的なカリキュラムデザインに基づく大学院プログラムの構築を目指している。

- ・ 専門分野を超えた俯瞰力の育成や、より新しい学問領域の創出・育成
- ・ 複数の領域に渡る高度な専門的知識の教育の体制
- ・ 各機構、センター所属教員の教育参画
- ・ データサイエンス、レギュラトリーサイエンス、AI 技術、重粒子線医学、食健康科学などの大学の研究上の強みや戦略的分野を活かした人材育成
- ・ 社会等のニーズを踏まえた教育

という面を強化すべく、分野を横断したカリキュラムデザインに基づく魅力的な大学院教育プログラムの構築の必要性や、大学院教育のビジョンや戦略の中で、世界から認知される大学として、卓越した学問分野を確立し、展開させる必要がある。

(2) 研究科等連係課程を設置する理由

従来の学位プログラムにおいては、学生の所属する組織と、教員が所属する組織と、学位プログラムが全て一対一対一の関係で、学生や教員が、自らが所属する学部・研究科以外の教育・研究リソースを活用することが組織の構造上困難であり、それが、世界に通用する研究力の維持の足枷となっていた。また、絶えず人材のニーズが変化し続ける社会からは、多様な知識・技能を持った人材の輩出が求められている。

そのため、学部・研究科等の組織の枠を超えた研究科等連係課程学位プログラムの設置により、学内の教育・研究リソースを最大限活用することによる学部・研究科等横断的な広範囲で学際的な教育・研究の展開が可能となり、大学の研究力の大幅な向上は勿論、ごく一部の研究分野だけでなく他分野の知識・技術をも修得した、絶えず変化し続ける社会に要求される人材の育成が、期待できる。

多様かつ複雑化した公衆衛生上の健康問題の解決には医学的な側面からだけでなく、医療行政を含め、疫学・公衆衛生といった側面からもアプローチが必要である。そのため、

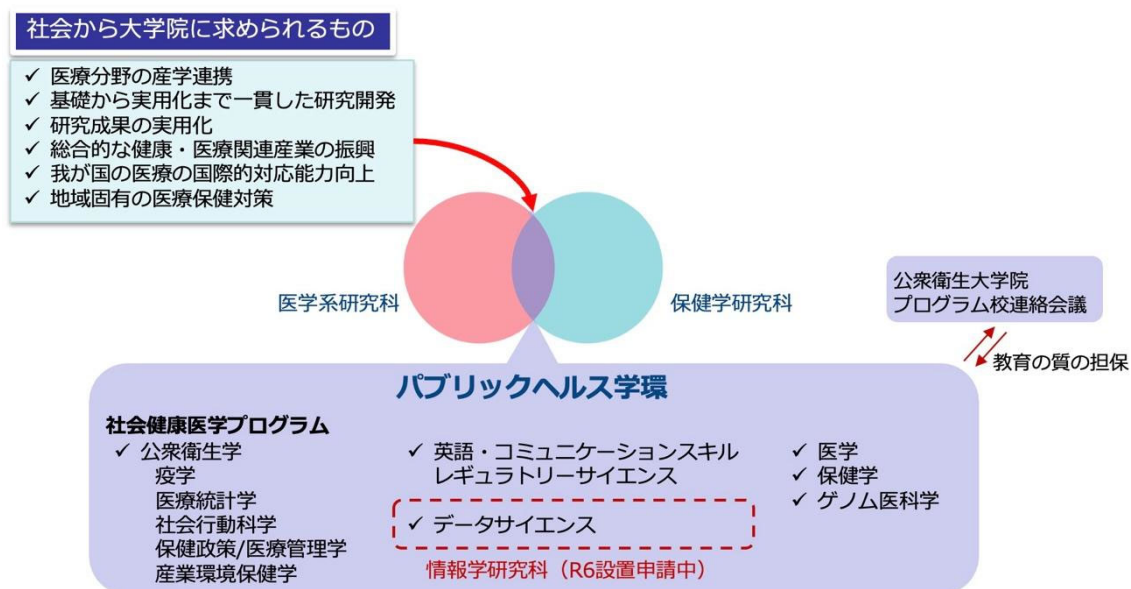
国際的な公衆衛生大学院設置基準である下記の5領域を、医学系研究科及び保健学研究科の教員による体系的な教育課程として展開する。

- ・Epidemiology (疫学)
- ・Biostatistics (生物統計学)
- ・Health Service Administration (医療政策学)
- ・Social and Behavioral Sciences (社会科学・行動科学)
- ・Environmental Health Sciences (環境保健学)

なかでも、「Epidemiology (疫学)」に関しては、医学系研究科及び保健学研究科が、「Biostatistics (生物統計学)」などのデータサイエンスが絡む領域に関しては情報学部が、また「Environmental Health Sciences (環境保健学)」とされている領域に関しては食健康科学教育研究センターがそれぞれ強みとしている領域である。

特に、医学系研究科及び保健学研究科の教育資源（教員等の人的資源、施設・設備等）を有効活用するために分野横断領域（学位プログラム）を設置することで、医学系研究科及び保健学研究科が持つ疫学・保健医療管理学に関する知識と技術及び地域医療データベース、新設される情報学研究科が持つビッグデータサイエンス研究リソース、理工学府が持つ各種分析化学、食健康科学教育研究センターが持つ食品機能性評価技術及び食品衛生に関する知識と技術といったそれぞれの既存・新設の研究科やセンターの強みを活かしつつ、継続的な実施が可能な体制とすることができる。

このように、本学環に参加する教員にとっても、既存の学術分野を横断して創られた新たな学術分野と連携することで、教員の資質向上及び新たなシーズの発見につながる事が期待できる。



(図1 パブリックヘルス学環概念図)

(3) 社会健康医学学位プログラムを設置する理由

公衆衛生学においては、集団を対象とした予防、病気の予測、予知の研究が行われ、現在はまさにヘルスケアの時代になってきている。ところが、2019年から起こった新型コロナウイルス感染症の蔓延を契機に、保健所・保健行政ともに、社会的にあらためてその必要性がクローズアップされた。また、内閣府の「統合イノベーション戦略 2020」でも、“今ある、そしていずれ来る公衆衛生危機への対応能力を強化すべく、自然科学のみならず人文・社会科学を含め、科学技術・イノベーションの総力を挙げて取り組む必要がある”

ことを説いている。これは、人材不足の解消のみで解決される生易しい課題ではなく、一歩進んでパブリックヘルスマインド (Public Health mind) を修得した人材の投入が必要なのである。

そのため、大学院における公衆衛生学教育の役割も重要になってきているが、現在では、保健所・保健行政で抱えている業務・課題は多岐に渡っており、ただ単に上からの指示に盲目的に従うだけでなく、場合によっては客観的視点から観察することで公衆衛生学的示唆や業務の改善策等を提言することも求められる。さらに、その課題の背景となる政策の動向なども勘案し、業務の進め方や期待される効果についても改善点を考察する必要がある。また現場において、ICT を活用した疫学調査や、医療情報システムを使った予防医学や地域医療も必要である。そうすることにより、地域における公衆衛生のフロントラインが維持できると考えられる。

しかしながら、長期に渡って、この領域に進む医療従事者は減少している。群馬県内には保健所が 10 箇所存在するが、保健所長は全員 2 箇所以上の保健所長を兼務しているというのが実情である。

このようなことを背景に、この公衆衛生領域における人材育成は喫緊の課題となっている。さらに、群馬県だけでなく埼玉県・栃木県など北関東地方においては大学院の公衆衛生学コースが設置されている国公立大学はなく、本格的に公衆衛生学を学ぼうとする場合は、遠方に進学せざるを得ないのが現状である。また、群馬県内の社会人が働きながら県外の大学院で学位を修得するのは容易なことではなく、本来の職務にも支障が生じる可能性も否定できず、県内における公衆衛生学コースの設置は急務である。

(4) 養成する人材像

本学環では、健康の格差を是正するための組織的な活動に寄与する最先端研究や公衆衛生の両輪である実践と研究のいずれの分野でも活躍できる卓越した能力を持った人材を育成する。また、生物統計学を用いた分析力と実践力を磨き、公衆衛生の専門家として必要となる知識・技能を修得するとともに、多様な価値観や倫理観が行き交う現場で課題解決力を発揮するためのマネジメント力を有する高度専門家を育成する。

(5) ディプロマ・ポリシー

本学環の設置目的や基本的な方向性（もしくは養成する人材像）を踏まえ、次のとおりディプロマ・ポリシーを定める。

以下のような能力を身に付け、かつ 2 年コースの場合は 2 年以上、1 年コースの場合は 1 年以上在籍し、所定の単位 (32 単位以上) を修得し、修士論文を提出の上、その審査及び最終試験に合格した者に、修士 (社会健康医学) の学位を授与する。

- ① 疫学、医療統計学、社会行動科学、産業環境保健学、保健政策・医療管理学の 5 つの基本領域におけるグローバル・スタンダードな公衆衛生学知識を有する者
- ② 地域の課題を解決するための研究計画を、立案・施行・評価・改善する一連のプロセスで実行することができる者
- ③ 健康医療データの解析と解釈を通じて、高度な普遍性を持つエビデンスを論理的に説明することができ、地域における公衆衛生上の様々な課題に対して、高度専門家として解決のために指導的役割を果たすことができる者
- ④ 一般市民、患者らとも積極的にコミュニケーションをとることができる能力や、公衆衛生分野での多職種との調整能力を有する者

(6) 修了後の進路

本学環修了者は、科学的エビデンスの解析を基に人々の健康増進・疾病予防のための企画立案を行う場でリーダーシップを発揮する専門家として人々の健康増進のサポートを行

う職種に就く医師・歯科医師・看護師・検査技師・保健師・栄養士などの医療専門職や、医療保健政策立案に貢献出来る行政職員などの公衆衛生専門家となることが期待される。また、就労を継続しながら、更なる専門的知識や技術を修得してキャリアアップを目指す社会人大学院学生で、修了後も現職へ復職する学生も多いと考えられ、さらには、ある一定数、博士課程へ進学し、研究者・教員などをを目指す者も想定される。

II. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

臨床医の中には、各学会認定医・産業医などの資格と同様に、キャリアアップの一環として公衆衛生大学院への進学を考えている者が、一定数以上存在している。また、本学医学部保健学科の学部生の中には、大学院修士課程において公衆衛生を学び、学位（修士（社会健康医学） / Master of Public Health）を取得して、行政や製薬会社などの企業での公衆衛生専門家としてのキャリアを考えている学生が多い。

さらに、本学保健学研究科の修士課程に在学中の大学院生の中には、公衆衛生の研究者・教員としてアカデミアでのキャリアを志望している者が各学年数名は存在している。本学のこの傾向から、学外にも、公衆衛生の専門家としてのアカデミアでのキャリアを志向する需要が、一定数は存在するものと想定できる。

これらの社会の需要を満たしていくためには、公衆衛生の実務専門家の育成（修士課程）だけでなく、現在学内外の修士課程に在学中の学生のためにも公衆衛生の研究者・教員をも育成・輩出する教育・研究の場（博士課程）が必要となる。

そのため、修士課程の学年進行に合わせて、博士前期課程と博士後期課程として令和8年度に改編する予定である。

Ⅲ. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

今回の申請で目指す新しい大学院組織は、各疾患の病態・診断・治療などを学ぶ医学系研究科と、それに加えて疫学・予防医学・検査医学・医療政策学・環境保健学を学ぶ保健学研究科の2つの研究領域を横断する形で創られる研究科等連係課程であり、群馬大学が有する医学・保健学領域を代表する精鋭の研究者が集い、教育研究資源を相互に柔軟に最大限に活用し、従来の学部や研究科の枠組みや各教員の専門分野を超えて新しい『学の環』を創造することによって成立する新たな研究・教育組織であるため、『学環』の名称を用いることとした。

1. 研究科等連係課程実施基本組織の名称

本学環では、医学・医療と社会・環境の両者に主眼を置いて、国民の健康と福祉の充実・向上を目指し、予防医学・疫学・公衆衛生学、すなわちパブリックヘルスの専門知識・技能を持ち、地域は勿論、国内外で医療行政などに携わり、それを牽引・指導できる人材の育成を目的とする。そのため、学環名は「パブリックヘルス学環」とし、英訳は「Interfaculty Initiative in Public Health」とする。東京大学大学院情報学環、富山大学大学院医薬理工学環など、『学環』という概念は広く理解されつつある。公衆衛生領域では長崎大学の大学院に『プラネタリーヘルス学環』が設置されている。

2. 学位の名称

本学環における所定の課程を終えた者は、公衆衛生の基盤となる5つの領域に関する知識を有し、国内外で予防医学・疫学・公衆衛生学の専門知識・技能を活かした職種での活躍が期待される。そのため、学位名称の一般的・国内・国際的通用性を考慮し、本プログラムの修了者に授与する学位の日本語・英語名称は以下のとおりとする。

学位プログラム名	学位の名称
社会健康医学プログラム (Social Health Medicine Program)	修士 (社会健康医学) (Master of Public Health)

IV. 教育課程の編成の考え方及び特色

1. 教育課程の編成の基本的な考え方

本学環は、分野横断的なカリキュラムデザインに基づく大学院プログラムを構築するために、以下のようにカリキュラム・ポリシーを定め、教育課程を編成する。

- ① 疫学、生物統計学、医療政策学、環境保健学、社会医学・行動科学の5領域において、公衆衛生に関するグローバル・スタンダードレベルの知識・技能を修得させるための体系的な教育
- ② 現場の実践に資する能力を身に付けるため、公衆衛生に関する理論を用いて様々な背景を持った学生に対する講義・演習、グループ討論やインターンシップ等による実践教育を通して高いコミュニケーション力・調整力を修得させる教育
- ③ ICTの活用によって蓄積される健康医療ビッグデータを用いて、地域における公衆衛生上の様々な課題を解決するために必要な知識、技能、思考法を修得させる教育

2. 教育課程及び科目区分の編成

カリキュラム・ポリシーを踏まえ、教育課程を「大学院共通科目」「連携開放科目」「教育専門コア科目」「インターンシップ科目」「特別研究科目」の5つの科目群により構成する。

①大学院共通科目

基礎的な知識及び理論を修得できるよう、下地となるのが全学的な共通科目であるデータサイエンス、レギュラトリーサイエンス、アカデミックコミュニケーションの3つである。概論的かつ入門的講義であり、必ず履修する必要がある科目である。

②連携開放科目

公衆衛生分野と関連する新興分野への取組を促進する分野横断的な科目である。多様なバックグラウンド・キャリアの学生の入学が想定されることから、様々な分野における最低限の知識と基礎的能力が修得できるように科目を用意した。

③教育専門コア科目

国際的な公衆衛生大学院設置基準に基づく5領域（疫学、生物統計学、医療政策学、社会科学・行動科学、環境保健学）に関する基礎的な知識を修得する科目である。

④インターンシップ

公衆衛生学分野で必要となる国際的視点や、地球規模での課題解決、新規の知見を見分したり修得したり、国内外の知識・技能の情報交換などの場を与えるため、インターンシップを単位として認めるための科目である。

⑤特別研究

指導教員と相談の上、各自学生のバックグラウンド・キャリアに応じた研究テーマの計画書を作成し、研究発表を行い、また修士論文としてまとめる。さらに、その間、研究発表や論文作成のために、指導教員が特論・演習・セミナー等の科目を開講する。

3. 教育課程の特色

(1) 教育課程の特色

学位(社会健康医学)を授与するにあたり、パブリックヘルスに関する体系的な修得を可能とする教育課程を編成している。具体的には、連携する医学系研究科及び保健学研究科が開講している既存の科目のうち、公衆衛生学に関するコア科目とされる5領域（疫学、

生物統計学、医療政策学、社会科学・行動科学、環境保健学)を教育専門コア科目として設定し、関連する科目を連携開放科目として設置した。また共通科目に「データサイエンス」を配置することで、ヘルスデータサイエンスに関する知識と技術の修得を可能にし、合わせて「レギュラトリーサイエンス」を必須科目とすることで、身の回りの現象についてその成因や機構、量的と質的な実態及び有効性や有害性の影響を的確に測る手法をもってそれぞれの有効性と安全性を予測・評価できる設定にした。これらを体系的に修得することで、国際的に、また地域の行政を通じて総合的に人々の健康に資することのできる知識や技能の修得ができるよう教育を展開する。

なお、様々なバックグラウンドを持つ人材の多様なニーズに対応するために、通常の2年コースに加え、一定の実務経験を有する医師・歯科医師・薬剤師などを対象として、パブリックヘルスマインドを持った高度専門職業人を1年で養成する1年コースを設置する。

(2) 科目の配置と履修

データを扱う上での基本的な技能・知識を修得できる大学院共通科目のデータサイエンス、レギュラトリーサイエンス、アカデミックコミュニケーションは、原則として1年次で提供する。また、同時に5つの基本領域である医療統計学、社会行動科学、産業環境保健学、保健政策・医療管理学も並行して履修してもらう。さらに、1年次後期から2年次にかけては、リサーチクエストンを解決するための知識、技能、思考法を備えられる体系的な教育のみならず、応用性、学際性の高い教育を提供する。

1年コースの対象となる者は、2年以上の実務経験（臨床経験を含む）を有する医師・歯科医師・薬剤師や生命医科学分野での修士又は博士の学位取得者であり、1年履修コースを選択することにより早期修了できる者とする。修了要件は本来在学2年で修得すべき32単位以上とする。前期に可能な限り連携開放科目・教育専門コア科目の単位を修得し、後期には、課題研究（論文執筆）に集中する。

【別紙 資料1 履修モデル】

V. 教育方法・履修指導・研究指導の方法及び修了要件

1. 教育方法

本学環では、多様かつ複雑化した公衆衛生上の健康問題に対応するための、国際的な公衆衛生大学院設置基準である5つの領域についての知識と技術を体系的に修得させる。定員は5名に設定しており、少人数制のため、「講義」科目であっても授業内で学生同士が議論を行うなどのアクティブラーニングの機会を持つことができる。多様な背景を持つ学生がお互いの立場や考え方について相互理解を促進でき、より実践的な教育が可能となる。

2. 履修指導

多様なバックグラウンド・キャリアの学生の入学が想定されることから、指導教員による履修指導を1対1で行う。また、入学時にはガイダンスを開催し、指導教員から示される研究指導計画に基づき、履修の手引や履修モデルを参考にしながら、各自で必要に応じた科目の登録を行ってもらう。

3. 研究指導の方法

研究指導は、学環に所属する教員の中から、原則として入学試験の際に学生が希望した主指導教員1名と副指導教員1名（指導教員とは異なる連係協力研究科の教員が担当する）を設定する。研究科の枠組みを超えた異分野連携型の教育研究を特徴としているため、学生の専門分野でない領域の視点からもきめ細かく指導ができるように、複数教員による研究指導体制を取り、分野の枠を超えた広い視野から研究を俯瞰させるとともに、異分野との連携を促す。学生と指導教員は、十分な話し合いを行い、学生一人一人の事情に即して研究計画を作成し、教育研究指導を行う。

【別紙 資料2 カリキュラムツリー】

【別紙 資料3 修了までのスケジュール】

4. 学位論文審査体制

(1) 審査体制

学位論文の審査は、本学環が設置する論文審査委員会で行う。論文審査委員会は、本学環の専任教授又は准教授の中から、学位論文毎に学環運営委員会で選出された主査1名、副査2名で編成する。また、連係協力研究科である医学系研究科と保健学研究科の教員が含まれるように編成される。主指導教員は主査になることはできない。

また、学環運営委員会が必要と認めた場合は、他の研究科、他大学院、研究機関等に所属している者を論文審査委員会に含めることができる。本学内外から幅広い分野の審査委員を受け入れることによって、学生が学位論文の研究成果を広く社会に対して有用なものとしてまとめることができるようにする。

学位論文の審査を受けようとする者は、学位論文の審査申請を行う。学位論文の審査申請を行った者は、公開で学位論文を発表する。

論文審査委員会の審査は、公開で行われ、審査結果を学環運営委員会に提出する。

審査の透明性及び厳格性を確保するために、審査結果は学環運営委員会で審議され、学位授与が認定される。

(2) 学位論文評価基準

学位論文は以下に示す評価基準に基づき審査を行う。

本専攻の理念に合致し、高い学術的価値を有し、かつ医学・保健・ヘルスデータサイエンスの発展に寄与する学位論文を修士論文とする。論文の学術雑誌への投稿とはせず、投稿に足りうるだけの内容を備えていることを条件とする。

下記のすべての評価項目について、学位論文としての水準を満たしていると認めたもの

を合格とする。

① 研究倫理

学位論文の内容が、関連する法令や研究倫理を遵守していること。
必要に応じ、各種倫理委員会の承認を得ていること。

② 新規性・独創性

過去の研究を発展させ、新たな知見が得られていること。
内容や文章などに他の論文からの剽窃がないこと。

③ 論文内容

以下の点が明確に記載されていれば、順序は下記のとおりでなくとも良い。

1) 要旨 (Abstract)

論文の内容を明確かつ簡潔に述べていること。

2) 緒言 (Introduction)

研究の背景を詳述し、研究目的をわかりやすく記載していること。
必要な文献は適切な形式で引用されていること。

3) 材料と方法 (Materials and Methods)

研究材料や実験動物等の入手先が明示されていること。
研究方法は他者が再現するのに十分なだけの情報が含まれていること。

4) 結果 (Results)

研究結果が論理的な順序で並べられ、簡潔明瞭に記載されていること。

5) 討論 (Discussion)

必要な文献を適切に引用しながら研究結果を論理的に解釈していること。
研究結果の意義について記載されていること。

6) 図表 (Figures and Tables)

研究結果が明示されていること。
研究結果の記載や解釈と乖離や矛盾はないこと。

7) 引用文献 (Reference)

他の出版物からの考えや文章に言及する場合、適切な方法で本文中と文献リストで
出典が明らかにされていること。

5. 修了要件

修了要件は、以下の要件を満たし、32 単位以上を修得するとともに、学位論文の審査及び最終試験に合格することである。

① 大学院共通科目 6 単位以上を修得する (アカデミックコミュニケーションから 2 単位、データサイエンスから 2 単位以上、レギュラトリーサイエンスから 2 単位)。

② 連携開放科目から必修科目 2 単位 (研究倫理、研究倫理(e-learning)) 及び医学一般から 2 単位以上を含む、合計 6 単位以上を修得する。ただし、医療系学部出身者は「医学一般」以外の科目から 4 単位以上を修得する (「医学一般」は非医療系学部出身者が対象のため、履修しても修了要件単位に算入されない)。

③ 教育専門コア科目の各領域 (5 領域) から 1 科目以上ずつ選択し合計 8 単位以上を修得する。必修科目である大学院共通科目・レギュラトリーサイエンス概論で行動科学の内容を扱うため、社会医学・行動科学領域の社会・環境医学講義 A の履修は自由とする。

④ 特別研究を 12 単位修得する。

6. 研究の倫理審査体制

本学では、「群馬大学行動規範」及び「群馬大学科学者行動規範」を定め、科学研究に携わる者に対して基本的な考え方を提示している。また、研究活動上の不正行為防止等の対応を図るため、群馬大学研究行動規範委員会を設置するとともに、不正行為又は不正行

為に起因する問題が生じた場合における調査委員会の設置等の措置等について定めている。また、研究活動における不正行為の防止等に関する計画を定めている。

- ・「国立大学法人群馬大学研究活動における不正行為の防止等に関する規程」
- ・「国立大学法人群馬大学における研究資料等の保存方法等に関する内規」
- ・「国立大学法人群馬大学研究活動における不正行為の防止等に関する計画」

個別に、研究実施に当たっての倫理審査及び実験の承認については、以下の全学規則を定めている。

- ・「国立大学法人群馬大学データ利用倫理審査委員会規程」
データ研究利用の正当性を保証し、研究の推進を図る。
- ・「群馬大学人を対象とする医学系研究倫理審査委員会規程」
人を対象とする生命科学・医学系研究に関し、倫理指針に基づき、倫理的及び科学的観点から研究計画の実施の適否等について審査する。
- ・「国立大学法人群馬大学遺伝子組換え実験等安全管理規程」
遺伝子組換え実験及び細胞融合実験の安全管理を確保することを目的とする。
- ・「国立大学法人群馬大学動物実験安全管理規程」
動物実験等を科学的観点、動物愛護の観点、環境保全の観点及び教職員、学生その他実験に携わる者の安全確保の観点から、適正に行うために必要な事項を定める。

大学院生への研究倫理教育については、一般社団法人公正研究推進協会（APRIN）が提供する研究倫理教育 e ラーニングを全学生に受講させている。

【別紙 資料4 研究倫理審査体制の規程】

VI. 基礎となる学部との関係

パブリックヘルス学環の基礎となる学部は医学部医学科と医学部保健学科である。

医学部医学科卒業生の多くは2年間の初期研修の後、3年間程度各自の専門診療領域におけるトレーニングを積み、専門医などの資格を取得しつつ臨床経験を重ねていく。その後、大学院医学系研究科（博士課程）へ進学する者もいるが、各診療科の専門医や産業医などの資格と同様、国内外の医療関連の行政機関でのキャリアを想定して公衆衛生大学院（修士課程）へ進学し、公衆衛生修士の取得を志す者も一定数いる。

医学部保健学科の卒業生の多くは看護師・保健師・助産師・臨床検査技師・理学療法士・作業療法士として臨床現場で勤務するが、特に看護学専攻・検査技術科学専攻卒業生の中には15～20%ほどの学生が大学院進学を選択している。その中には疫学・公衆衛生系の研究室での研究を行う者も相当数いる。

このように、現在までは修士課程に関しては国内外の他学での公衆衛生大学院へ進学していた医師や、保健学研究科に進学していた者など、ある一定数の入学希望者が見込まれる。

本学環に参加する学部組織

医学部医学科	教員が8名参加
医学部保健学科	教員が8名参加

医学部医学科は、疾病の本態の解明、それを克服するための診断・治療方法の探求、そして優れた医師及び医学研究者の養成を目指している。この中でも社会医学要素を含む分野が本学環においては中心的な役割を果たす。

医学部保健学科は身体面に加えて精神的・社会的側面を統合した教育・研究を通して、ヒトの健康維持、疾病予防、診断技術、リハビリテーション、介護予防等をも探求している。その中でも、本学環においては臨床検査医学分野と検査技術科学分野及び疫学分野が柱となる。

これら両学科の特徴や得意分野、両研究科の各研究分野の知識や技術・所有機器・研究環境などの強みを相互に活かし、従来の各学科・研究科に限定された分野だけでなく、学部・学科・大学院の研究科を横に通貫して、社会が大学院に要求する多様なニーズに沿った学位プログラムを提供することが期待できる。

また、参画する教員にとっても、新たな学術分野と連携することで、自らの教育力・研究力の向上及び新たなシーズの発見につながることを期待できる。

さらに、今回同時に設置申請する情報学研究科の研究・教育リソースを有効活用し、データサイエンスの教育を充実させると同時に、本学環での研究に対してデータサイエンス面での強化が期待できる。

VII. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

本学では、群馬大学学則第 40 条第 2 項において、「多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。」と規定し、また、同条第 3 項において「授業は、外国において履修させることができる。多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。」と規定しており、群馬大学大学院学則で準用している。

本学では、従来から、どの研究科の学生も自由に履修できる大学院共通科目を開講しており、他のキャンパスの学生がキャンパス間を移動せず履修できるように、Web 会議アプリケーションを用いてリアルタイムのオンライン講義を行っている。オンライン講義においても、演習課題や質疑応答の時間を設けることに加え、電子メールによる質疑応答等を行うことで、対面講義と同等の教育効果が得られるよう指導を行っている。

Ⅷ. 大学院設置基準第2条の2又は第14条による教育方法の実施

本学では、これまでも社会人学生を受け入れてきた実績を有している。

本学環は、人々の健康を増進し、疾病を予防するとともに、地域・国・地球レベルの健康への脅威に対処し健康水準の格差を是正するための組織的な活動に寄与する最先端研究を推進する。また、公衆衛生の専門家として公衆衛生の両輪である実践と研究のいずれの分野でも活躍できる卓越した能力を持った人材育成のため、データサイエンスの分析力と実践力を磨き、多様な価値観や倫理観が行き交う現場で課題解決力を発揮するためのマネジメント力のある高度専門人材の育成を目的とする。そのため、本学環では、社会人学生の受け入れを積極的に推進していく方針である。社会人学生の受け入れに対応するため、大学院設置基準第14条に基づき、夜間又は土日開講などを実施する等、社会人学生の利便性の向上に必要な措置を実施する。

1. 修業年限

社会人入学者の修学を支援するため、入学後も社会人として職業を有する学生に対して、長期履修制度を設ける。標準修業年限は2年とするが、社会人学生の負担等に配慮して、申請により長期履修制度の利用許可を得た学生は、最長4年までの期間を限度として、計画的に履修し修了することを可能とする。長期履修における履修期間は研究の進捗状況により変更することができる。

2. 履修指導及び研究指導の方法

指導教員は、社会人学生であることを考慮し、入学前に履修方法及び研究指導について綿密な打合せを行い、学生個々の状況に応じて上記の長期履修制度を活用するなど無理のない適切な履修計画を指導する。

研究指導は、主指導教員と副指導教員による複数指導体制で、専門的分野や分野横断・学際的視野からの指導・助言を行う。このように、複数の指導教員によって着実に研究計画を遂行できる指導体制とする。

3. 授業の実施方法

授業時間帯は原則、昼間（8時40分から17時30分）に開講するが、仕事を続けながら学修する学生のために、通常の授業時間帯以降の時間帯（17時35分から20時45分）にも開講する。特別演習や特別研究などで社会人学生との個別指導を行うにあたっては、電子メールやZoom等のWeb会議ツールを利用した指導によって、定例の時間帯ではなく相互の事情に合わせて弾力的に実施する。

4. 教員の負担の程度

前述のとおり、本学では従来から社会人学生を受け入れており、本学環を設置することにより、過度な負担はない。教員と社会人学生の双方の都合に合わせて柔軟に授業・指導を行うために、特別演習や特別研究などでは電子メールやZoom等のWeb会議ツールを利用した授業・指導を行い、両者の負担を軽減することができる。

5. 図書館・情報処理施設の利用方法等

本学の図書館は、授業開講期間は平日9時から21時まで、土曜日は9時から17時まで開館しており、社会人学生の十分に利用可能な体制を整えている。また、情報端末、学習室、ラーニングコモンズ等が整備されている。

ネットワーク及び演習用端末の管理に加えて、各種ITサービスを提供する情報基盤部門を設置し、図書館受付に行かなくとも、専用フォームから利用方法等について問合せをすることができる。

6. 社会人選抜の実施

入学者選抜試験において、社会人特別選抜を実施し、社会人としての成果を反映させた選考を行う。

7. 必要とされる分野であること

本学環の学位プログラムは、入口ニーズ調査として群馬大学及び周辺公立大学の学生にニーズ調査を行っている。また、出口ニーズ調査として群馬大学大学院修了生の就職先、群馬県経済同友会会員企業及び前橋商工会議所会員企業へのニーズ調査を行っている。両調査ともに、十分にニーズがあるという回答を得た。定員を満たす志願者を集めることができ、各企業から即戦力として認められることが想定される。また、従業員を対象とするリカレント教育が期待されている。

8. 教員組織の整備状況

本学環を構成する、関係協力研究科である医学系研究科及び保健学研究科では、従来から社会人学生に対して修士及び博士の学位を授与してきた実績がある。本学環設置後も専任教員を配置して、大学院教育の質を担保する。

IX. 取得可能な資格

本学環設置時には取得可能な資格はないが、将来的に、GMRC（ゲノム・メディカルリサーチコーディネーター）の資格を取得出来る科目の開講を計画している。

※GMRC：ゲノム医療の知識を持ち、ゲノム医学研究を中心にコホート調査の参加者に研究について説明し、インフォームド・コンセントを担当する者に必要となる専門資格

X. 入学者選抜の概要

本学環では、以下のアドミッション・ポリシーに基づき、一般入試、社会人入試、留学生入試を行い、様々な学生を受け入れる。

1. アドミッション・ポリシー

理念、養成する人材像及び能力、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーなどを踏まえ、パブリックヘルス学環社会健康医学プログラムのアドミッション・ポリシーを以下のように掲げ、入学者選抜を実施する。

- ① 公衆衛生の分野で専門職につく意欲があり、地域における様々な健康問題を解決するために必要な専門知識・技術・実践力を獲得する意欲のある人
- ② 医師・歯科医師・薬剤師の国家資格を有し臨床経験がある医療従事者、生命科学系において博士号を持つ研究者、あるいは実務経験のある保健・福祉従事者であって、自身が携わるヘルス分野に関する更なる専門知識と技術を身に付けて社会に還元するための具体的な目標を持つ人（1年コース）
- ③ 各地域の健康に係る諸課題の解決のために公衆衛生学の知識を獲得したい人（病院事務系職員・保健所職員等）あるいは疫学・公衆衛生学の教育・研究職を志向する人
- ④ 既存の枠組みにとらわれず、自身が持つ問題意識とデータサイエンスの手法を融合させて健康・医療に関する課題を解決したいという強い意欲を持った人

2. 入学定員及び収容定員

本学環の教育課程、研究指導体制、教員数、ニーズ等の諸条件から判断して、入学定員及び収容定員は以下のとおりとする。この人数には社会人及び留学生も含む。

パブリックヘルス学環	入学定員	収容定員
社会健康医学プログラム	5	10

本学環の入学定員は、以下のとおり関係協力研究科の入学定員の内数とする。

パブリックヘルス学環	関係協力研究科	内数とする 入学定員
社会健康医学プログラム	医学系研究科	3
	保健学研究科	2

3. 入学者選抜方法

本学環の志願者は、出願時に募集要項に記載された医学系研究科あるいは保健学研究科の専任教員から、希望する指導教員を1名選択する。そして、希望する指導教員が所属する研究科の入学試験と同じ試験科目で受験する。その後、本学環の専任教員で構成された面接員による面接試験を行う。研究を行っていくための専攻分野の基礎学力、研究に対する又は高度の専門性を有する職業人としての適性及び意欲を評価する。医学系研究科あるいは保健学研究科が行った試験結果と本学環が行った面接結果を総合して、選抜する。

通常の一般入試の他に、社会人入試あるいは留学生入試を行うこともある。留学生入試については受験のために来学が困難な場合は、インターネットを利用したインタビューを行う措置を取る。

学生が希望する専門分野や研究テーマが指導できる教員を選ぶことができるように、学生募集要項に学環に所属する各専任教員の研究テーマを記載している。

また、ミスマッチが起こらないように、出願前に指導を希望する教員と連絡を取り、研究テーマについて話し合うことを推奨している。

XI. 教員研究実施組織の編成の考え方及び特色

1. 教育研究実施組織の編成の考え方

本学では、平成26年度に教員組織を部局管理の教育組織から分離して大学の一元管理として、学長のリーダーシップにより機動的・戦略的な大学運営が可能になる「学術研究院」を創設した。このため、教員は従来の学部・研究科・センター等に所属するのではなく、各専門領域の研究者から構成される学術研究院に所属している。

本学環の教員組織は、人々の健康を増進し、疾病を予防するとともに、地域・国・地球レベルの健康への脅威に対処し、健康水準の格差を是正するための組織的な活動に寄与する最先端研究を推進し、公衆衛生の両輪である実践と研究のいずれの分野でも活躍できる卓越した能力を持った人材を育てるため、データサイエンスの分析力と実践力を磨き、公衆衛生の専門家として必要となる知識・技能とともに、多様な価値観や倫理観が行き交う現場で課題解決力を発揮するためのマネジメント力のある高度専門家を育成するために、学術研究院から、医学系研究科及び保健学研究科を主担当とする教員の参画により構成される。

2. 教育研究実施組織の特色

本学環は、医学系研究科8名（教授8名）及び保健学研究科8名（教授7名、准教授1名）の教員で構成される。

完成年度の年齢構成は、40代1名、50代9名、60～64歳4名、65歳以上2名となっており、本学環設置後に、長期間の発展を見据えることのできる構成となっている。完成年度までに定年を迎える教員については、担当授業科目はオムニバス形式の科目であり、必要に応じて補充し、教育の継続性を損なわないようにする。

なお、「国立大学法人群馬大学教職員就業規則」において、教員の定年は65歳と定めている。

【別紙 資料5 国立大学法人群馬大学教職員就業規則】

3. 教員のエフォートの管理

本学環に所属する教員は、連係協力研究科である医学系研究科又は保健学研究科をそれぞれ兼務し、各研究科と連携を行いながら教育組織の運営を行う。

本学環との従事比率（エフォート）については、授業の開講数や学生指導の有無等を考慮した上で、教員の教育研究に支障がでないよう適切に管理する。

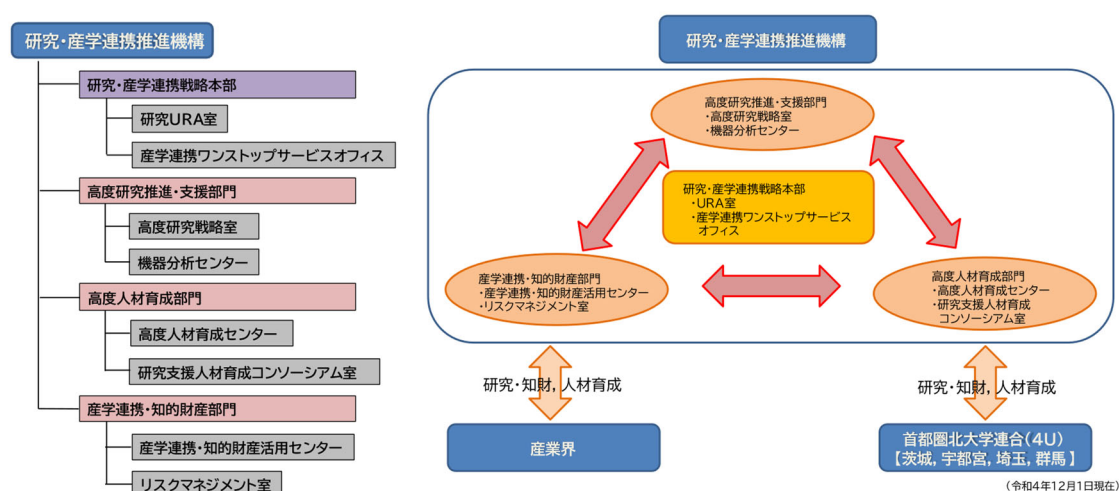
授業科目については、その大半は連係協力研究科においてすでに開講されているものであり、本学環に授業科目を提供する教員の教育エフォートは現状から大きく変わらない。また、研究指導についても、既存の研究科で行っている研究指導に対するエフォートの一部が本学環へ移行すると考えられるので、研究指導に対するエフォートが大きく増加することはない。

XII. 研究の実施についての考え方、体制、取組

1. 研究の実施体制

群馬大学では、優れた研究成果を生み出し、そこに関わる人材を育成し、知的財産の管理・運用などを円滑に進めながら、研究の一層の高度化とその成果を広く社会に還元することを目指している。この研究活動の支援には、整備が進んできた本学の研究・産学連携推進機構が重要な役割を果たす。

群馬大学研究・産学連携推進機構では、全学的な研究戦略の策定と研究環境整備を行う「高度研究推進・支援部門」、研究者及び研究支援者の育成を担う「高度人材育成部門」、知的財産の管理活用及びリスク管理を担う「産学連携・知的財産部門」の3部門体制と、これら3部門を統括する「研究・産学連携戦略本部」を設置している。さらに研究 URA 室を機構内に設置し、それらが有機的に連携し、研究の推進から成果の社会実装までを組織的支援の下に行っている。



（図2 機構の構成及び機能連携図）

2. サポートする技術職員やURAの配置状況、その役割等

令和4年12月1日現在、教室系技術職員として45名（大学院医学系研究科10名、大学院理工学府25名、生体調節研究所4名、総合情報メディアセンター4名、医学部附属病院2名）がおり、研究・産学連携推進機構研究URA室に研究URA4名（副主幹研究URA1名、主任研究URA2名、研究URA1名）が配属されている。

研究URAは、本学の研究戦略と産学連携戦略を踏まえ、研究活動等の調査・分析、科学技術・学術政策等の動向把握、競争的研究費等に係る情報収集・分析及び申請支援、プロジェクト研究推進の支援、産学官連携推進の支援等を実施し、大学の研究力の強化に資する活動に取り組んでいる。

3. パブリックヘルス学環における活動予定

（1）共同研究などの産学連携推進活動と社会実装支援

企業連携支援、研究広報活動支援、共同研究マネジメント等

（2）競争的研究費等の獲得支援

科研費申請支援、大型研究費申請書のブラッシュアップ支援等

（3）研究企画戦略運営支援

論文業績調査、学術論文データベースを用いたIR調査等

XIII. 施設・設備等の整備計画

1. 校地、運動場の整備計画

本学環の教育・研究は、前橋市に所在する群馬大学昭和キャンパスで実施する。昭和キャンパスには、連係協力研究科である医学系研究科及び保健学研究科のほか、医学部附属病院、生体調節研究所、重粒子線医学研究センター等が所在しており、本学環の教育・研究を実施する上で十分な環境が整っている。昭和キャンパスの既存の施設・設備等が利用可能である。

○昭和キャンパス

校地面積 119,886 m²、体育館 2,010 m²

2. 校舎等施設の整備計画

本学環は、既存の施設及び設備を利用する。利用にあたっては、連係協力研究科である医学系研究科及び保健学研究科と、昭和キャンパスの施設及び設備を管理する部局が連携して、教育研究を推進していく。

施設・設備等の整備が必要となる場合は、医学系研究科及び保健学研究科において、計画的に整備する。

大学院生の研究室についても、既存の学生研究室を利用する。

3. 図書等の資料及び図書館の整備計画

本学は、教育研究上必要な図書館資料の収集、整理及び提供並びに学術情報を提供し、本学の学生及び教職員の教育、研究、調査及び学習に資することを目的に附属図書館を設置している。附属図書館は、荒牧キャンパスの中央図書館、昭和キャンパスの医学図書館及び桐生キャンパスの理工学図書館で構成されており、座席数は、全体で 1,057 席、蔵書数は、全体で図書 607,478 冊（うち外国書 180,973 冊）、学術雑誌 23,8460 種（うち外国書 11,200 種）、学術雑誌のうち電子ジャーナル 8,226 タイトル（うち外国書 6,696 タイトル）となっている。また、電子的資料に対応するためのリポジトリの構築や電子ジャーナル・各種データベースの整備を行っている。

各図書館には、ラーニングコモンズが整備され、ディスカッションしながら学習できる「場」を提供している。さらに、ネットワーク管理に加えて各種 IT サービスを提供する情報基盤部門を設置し、本学の情報化と情報セキュリティ体制の強化を進めている。

自キャンパスの図書館に所蔵していない資料で、他キャンパスの図書館が所蔵している資料については、OPAC からのオンライン手続きにより予約・取寄せが可能となっている。また、学外の大学・機関所蔵の資料については、Web 版相互利用申込サービスを用いて現物貸借及び文献複写を依頼することで補完している。

XIV. 管理運営

1. 全学大学院の教学管理体制

大学教育・学生支援機構大学教育センター大学院教務委員会が担う。

2. 研究科等連係課程の教学管理体制

研究科等連係課程にそれぞれ責任者として「学環長」を置く。

・「学環運営委員会」

管理体制は、教授会に相当する組織として設置する「学環運営委員会」で行う。「学環運営委員会」は各学環に参画する専任教員によって構成され、研究科等連係課程における学生の入学、課程の修了及び学位授与のほか、教育研究に関する重要事項を審議する。

また、個別事項を実質的に審議する機関として、以下の委員会を「学環」に置く。

・「学環学務委員会」

学生の入学、課程の修了及び学位授与のほか、教育課程の編成、教育ポリシー、学籍異動、支援など学務関係全般を実質的に審議し、審議結果を「学環運営委員会」に付議する。連係協力研究科から少なくとも1名教員を選出し、委員長は学環長が指名する。

・「学環企画委員会」

学環の企画立案、自己点検・評価、教員評価、教員人事、予算など総務・会計関係全般を実質的に審議し、審議結果を「学環運営委員会」に付議する。連係協力研究科から少なくとも1名教員を選出し、委員長は「学環長」が指名する。

「学環運営委員会」で審議した重要な事項については、必要に応じて全学の委員会で報告して、全学的に周知を行う。また、連係協力研究科に関する事項については、必要に応じて、当該研究科の教授会で報告をすることで、研究科等連係課程開設後の運営について、連係協力研究科と緊密に関係する。

XV. 自己点検・評価

本学では、教育研究評議会において、教育及び研究の状況について自己点検及び評価に関する事項を審議しており、具体的な検討は、全学組織である大学評価室、研究科等の評価組織を中心に取り組んでいる。

まず、群馬大学学則第2条第3項及び群馬大学大学院学則第3条第3項の規定に基づき、評価を担当する理事を長として、各研究科等の専任教員等で構成された大学評価室において、自己点検・評価、外部評価の実施、認証評価、第三者評価等、大学全体の評価に係る企画・立案や、実施に際しての総括的な業務を行っている。

また、各研究科等においても、それぞれ評価組織を設置し、教育研究の質保証・改善向上について継続的な取組を行っている。

この他、年2回の「中期計画カルテ」による中期目標・中期計画の進捗管理を行うなど、自己点検・評価を実施しており、結果を教育研究の質の改善・向上に役立てている。

XVI. 情報の公表

本学では、学校教育法第 113 条「大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。」の趣旨に則り、大学情報の公開・提供及び広報について、大学全体の組織である「広報本部」を中心に、教育、研究、社会貢献等の大学運営の状況を積極的に公開している。具体的な情報提供活動は、次のとおりである。

1. ホームページによる情報提供

(1) 大学ホームページを活用した情報提供

トップページのアドレス：<https://www.gunma-u.ac.jp/>

(2) 教育研究活動等の状況に関する情報の公表（学校教育法第 113 条）

①大学の教育研究上の目的について

・基本理念、目標、学則・各学部等の教育研究上の目的

②教育研究上の基本組織について

・教育・研究組織

③教員組織及び教員数並びに各教員が有する学位及び業績について

・教員組織・教員数、教員の有する学位及び業績

④入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況

・入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、入学者数、収容定員及び在学者数、卒業・修了者数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画について

・カリキュラム・ポリシー、カリキュラムマップ、シラバス DB

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準について

・ディプロマ・ポリシー、学位論文の評価基準

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境について

・キャンパスの概要・（土地・建物面積）、運動施設の概要、課外活動の状況・（クラブ・サークル活動）、休憩を行う環境その他の学習環境（学部・大学院、附属施設・図書館、大学生協）、交通手段

⑧授業料、入学料その他の大学が徴収する費用について

・授業料、入学料、教材購入費等、授業料等免除・入学料等免除・奨学金制度、寄宿費、その他施設利用料

⑨大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援について

・学生の修学支援、進路選択への支援、心身の健康等への支援、留学生支援、障害者支援

⑩学位論文の評価基準

①～⑩のアドレス：<https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out008/g1902>

トップページ>大学概要>情報公開>教育情報

⑪その他（学則、大学院学則、学部・研究科等の設置計画の概要、授業評価、教員評価、国立大学法人評価、認証評価、第三者評価）

（規則集）

アドレス：<https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/>

（学部・研究科等の設置計画の概要）

アドレス：<https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/g1807>

（授業評価、教員評価、国立大学法人評価、認証評価、第三者評価）

アドレス：https://www.gunma-u.ac.jp/outline/out006/out006_001

2. 広報誌・印刷物等による情報提供

- (1) 大学概要及び各学部の広報パンフレット
- (2) 大学広報誌『GU' DAY』

XVII. 教育内容等の改善を図るための組織的な取組

本学では、平成 28 年に大学教育・学生支援機構の下に設置した教育基盤センターを大学教育センターへと改編し、教育改革推進室を設置するなど、全学の教育改革を推進するための体制を整備した。

各研究科等において、学生による授業評価アンケートを実施し、アンケート結果をフィードバックして教育方法等改善を行っている。

修了生を対象として、修学期間全体についての教育内容等に関する満足度調査を行っている。また、教育の質の改善に資することを目的として、修了生の就職先機関を対象に、社会から求められるニーズ等のアンケート調査を実施している。

FD 研修として、平成 21 年から、学外から大学教育の専門家を招聘して、全学 FD 連続講演会「大学教育のグランドデザイン」を開催している。

また、大学等の運営の在り方について一層の高度化及びこれを担う大学職員の資質能力の向上が求められていることから、本学では年度毎に学内研修計画を作成し、係員から管理職までの各職階に見合った SD 研修を計画的・体系的に実施している。

具体的には、特定の階層で求められる基礎的な知識及び技能全般を修得することを目的とした「階層別研修」では、係長級職員を主な対象として、職務遂行に必要な能力を身に付けさせ、本学の管理運営の重要な担い手を育成することや、新規採用職員・若手職員に対して、職務遂行に必要な基礎的な知識や心構えを身に付けさせ、資質能力の向上及び職務に対する視野の拡大を図る研修を行っている。また、全職員が身に付けておくべき基礎的な知識及び技能を修得することを目的とする「底上げ型」の「基礎研修」では、情報セキュリティ、資金の適正な執行、ハラスメント防止、個人情報管理等に関して理解を深めている。大学職員としての専門的な知識及び技能を身に付けることを目的とする「選択型・選抜型」の「スキルアップ研修」では、働き方改革・生産性向上、チームビルディング、英語研修、経営戦略、広報戦略等のテーマにおいて各資質向上に取り組んでいる。その他、自己啓発、福利厚生等を目的とした「特別研修」を実施している。これらの研修を通じて、職員の資質・能力向上を図っている。また、研修には e ラーニングを活用することで、多くの職員が受講できるよう工夫している。

